

平成29年度  
社会福祉法人  
雨竜園事業計画

## 平成29年度法人運営計画

社会福祉法人 雨竜園

項目	目的	内 容	実施時期	備 考
理事会	法人運営上の重要事項を審議し、情勢の変化に即した法人の事業経営を確保する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、事業計画、予算（補正予算を含む）</li> <li>2、事業報告、決算</li> <li>3、健全経営の推進</li> <li>4、予算以外の新たな義務の負担</li> <li>5、定款の変更</li> <li>6、金銭の借入</li> <li>7、借入金償還計画</li> <li>8、法人運営及び施設運営に必要な諸規程の制定又は改正</li> <li>9、施設の整備又は設備に関する計画</li> <li>10、施設用財産に関する契約その他主な契約</li> <li>11、その他法人の業務に関する重要事項</li> </ol>	概ね、四半期毎開催する。ただし、特に緊急を要する場合随時開催。	<p>雨竜町暑寒の里施設増改築事業実施設計に係る入札及び契約</p> <p>新定款にかかわる新理事の選任(5～6月)</p>
評議員会	運営に係る重要事項の議決機関とする。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、理事及び監事の選任又は解任</li> <li>2、理事及び監事の報酬等の額および基準</li> <li>3、計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認</li> <li>4、定款の変更</li> <li>5、基本財産並びに残余財産の処分</li> <li>6、社会福祉充実計画の承認</li> <li>7、その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項</li> </ol>	審議を要する場合随時開催	<p>新定款にかかわる新理事の選任(5～6月)</p> <p>○社会福祉法に規程する事項及び定款で定められた事項に限り、決議することができる。</p>
監 査	法人の適正な運営並びに法人財産の適正な財産を確保する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、理事の業務執行状況の監査</li> <li>2、法人財産の状況</li> <li>3、法人本部及び施設における会計経理状況並びに事業の状況</li> <li>4、決算の状況</li> <li>5、利用者預り金の状況</li> </ol>	概ね、四半期毎実施	
社会福祉法人現況・事業状況報告・充実計画	社会福祉事業の公明目つ適正な運営の確保により、社会福祉の増進を図る。 ※社会福祉事業施行規則第9条	<ol style="list-style-type: none"> <li>1、法人の概況</li> <li>2、法人役員等の状況</li> <li>3、理事会の開催状況</li> <li>4、土地の状況</li> <li>5、建物の状況</li> <li>6、監事による監査実施状況</li> <li>7、法人本部、施設及び特別会計の決算状況</li> <li>8、設備資金の借入状況</li> <li>9、社会福祉施設（設備）整備の状況（総事業費100万円以上）</li> <li>10、組織機構図</li> <li>11、社会福祉施設職員給与状況</li> <li>12、施設平面図</li> <li>13、社会福祉充実計画の策定提出</li> </ol>	<p>毎会計年度終了後、3ヶ月以内に提出。</p> <p>北海道保健福祉部長より通知</p>	<p>添付書類</p> <p>決算財務諸表（平成28年度法人及び施設会計並びに特別会計）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1、財産目録</li> <li>2、決算報告書</li> <li>3、決算付属明細書</li> <li>4、決算試算表</li> </ol>

項目	目的	内 容	実施時期	備 考
グループホーム事業資金借入 償還金	北空知信用金庫から借入した滝川第2グループホーム建設資金	滝川第2グループホーム建設資金 平成25年9月27日借入した貸付資金 (5千200万円)の元金及び利息の返済 ○償還期限 平成35年9月10日 ○償還期間 10年(120回) ○利率 0.950%元利均等返済	返済日  元金・利息合計額 毎月10日(12回)	償還財源 法人借入金支出  毎月の返済額 456,856円  年間総額 5,482,272円 (内利息分) 305,659円
施設増改築事業 施設整備事業	施設老朽化並びに施設入所者に係る個室化への対応として実施。	暑寒の里施設増改築事業 建設委員会並びに法人役員会における事業 実施に伴う手続実施 ○資金財源 法人建設積立金及び修繕積立金等 雨竜町知的障害者施設整備補助金 ○建築面積 増築 892.31㎡ 改修 1853.71㎡ ○事業費 約4億1千万円 ○入札実施 4月上旬から中旬	○着工(予定) 平成29年5月 ○完成(予定) 平成30年3月	
研修会への参加促進	法人の適正な運営を確保するため役員の研修会に参加を推進する。	1、北海道社会福祉協議会が開催する、役職員研修会。「内容」は未定 2、法人内部研修	未定	

社会福祉法人雨竜園

平成29年度

雨竜町暑寒の里及び

各事業所事業計画

障がい者支援施設 雨竜町暑寒の里

生活介護事業所 まい夢

共同生活援助事業所 ジョイン

就労継続支援事業所 実の里

相談支援事業所 さかえ

# 平成 29 年度事業計画

## I. 運営基本方針

- (1) 利用者に対し心身の特性を踏まえて、自立と社会参加を促進するために、日常生活及び日中活動等に関する相談、助言等の支援・援助を行う。
- (2) 利用者の職業自立に向けて、職業技能等の就労支援・援助を行う。
- (3) 支援、相談等の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに地域住民との密接な連携を図り、サービスの提供に努める。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービス支援の提供に努めるものとする。
- (5) 利用者の人権を擁護し、虐待等を防止するための体制整備と研修に努める。

## II. 事業所支援計画

### 1. 施設入所支援事業所「雨竜町暑寒の里」

#### 生活介護事業所「まい夢」

- (1) 利用者個々の特性・能力・障がいを基に、基本的な生活習慣・集団生活における人間関係・社会的な生活態度の育成と自立を目的に、利用者個々の特性を重視した個別支援サービス計画を策定し、きめ細かな支援サービスを提供するとともに、利用者の社会自立、権利擁護に努める。
- (2) 生命・健康・安全など安全意識の高揚、物品等資源の活用・生活リズムなど自立心の育成、礼儀・身だしなみ・規則など社会性の確立を重点支援として利用者の生活向上に努める。
- (3) 利用者の高齢化のための対策の取り組みに努める。
- (4) 通所利用支援サービスの充実を図るため、入所支援と同様に社会生活の適応と自立に努める。また、通所送迎支援サービスについても継続実施する。

### 2. 就労支援事業所「実の里」(就労継続支援B型)

- (1) 利用者の社会的自立に必要な職業意識や就労意欲の向上のため、個々の支援サービス計画を策定し、働くことの意義・喜び及び知識と技術の習得を支援する。また職場での役割や責任を自覚し、他人と協力して働くことの習慣を身につけるための、利用者への理解と支援体制の強化を図る。
- (2) 利用者の社会自立に向けての就労先の開拓。
- (3) 作業支援体制  
施設外実習、農耕、軽作業、道の駅(振興公社委託)、資源ごみ回収(町委託)、清掃業務(寿園委託)、水稻栽培(農業生産法人への委託事業)、その他作業の開拓。
- (4) 利用者への作業工賃配分金の確保と適正な配分及び工賃向上に取り組む。

### 3. 共同生活援助事業所（グループホーム）「ジョイン」

- (1) 障がい者支援事業所雨竜町暑寒の里がバックアップ事業所として運営し、利用者の地域生活自立と住みよい環境づくりに向け援助する。

グループホーム「ジョイン」（男子用 定員4名）

グループホーム「こすもす」（女子用 定員4名）

グループホーム「虹の家」（男子用 定員5名）

グループホーム「ゆるり」（男子用 定員5名、女子用 定員4名）

- (2) 世話人との密な情報交換に努め、更なる利用者の地域生活移行を進めるため支援体制を充実し移行計画と入居利用者増員確保を推進する。

### 4. 指定特定相談支援事業所「さかえ」

- (1) 利用者の立場に立ち、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、適切な障がい福祉サービス等が事業者から効果的に提供されるよう実施する。
- (2) 関係市町村、医療・福祉サービス機関等と連携し、サービス提供に努めるとともに、その提供する相談支援の評価を行い改善を図る。

## Ⅲ. 地域社会との交流と貢献

地域社会の交流としては、施設行事等に地域住民の参加呼び込み施設のPRをするとともに、地域行事へ積極的に参加し地域住民と利用者との交流の場を設けることにより施設への理解と協力の体制作りを努める。また、地域奉仕活動等の地域公益活動をとおり、地域の中の法人として認められるよう地域社会への貢献を積極的に推進し計画実践していく。

## Ⅳ. 健康管理

- (1) 利用者が健康的で安定した生活をおくれるよう、利用者個々の健康維持と日常生活の清潔感を心がけ、病気・怪我の予防に努める。  
また、施設利用者の高齢化による日々の体調を観察把握し、医師・看護師との連携を密にしながら病気・怪我の早期発見、治療に心がけ利用者の健康管理に努める。
- (2) インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症予防のため、感染症予防対策委員会を開き、利用者、職員への感染予防対策と意識向上に努める。

## Ⅴ. 栄養管理

利用者の身体状況に配慮しながら栄養バランス考えた献立作成に努め、偏食の減少を図っていく。また、季節・行事等の献立にも考慮し給食委託業者との密接な連携による利用者魅力ある食事提供サービスに努める。

## Ⅵ. 事故・防災管理

- (1) 事故防止のため、職員は日頃から利用者の身体的及び行動を常に観察するとともに事故防止マニュアルを活用した事故防止対策の意識向上に努める。また、日頃の支援においてヒヤリ・ハットを常に意識し報告に努める。作業支援においては特に機器の使用・保管には十分注意し、安全管理を常に心がける。
- (2) 防災については、所轄消防署との連携を密にしながら全事業所の避難防災訓練を計画的に実施し、利用者の防災意識を高め災害防止に努める。また、施設内の自主定期点検も計画的に実施し、安全な施設環境に努める。
- (3) 外部侵入者等による事件・事故などの安全管理のため施設内設備等の安全管理対策を計画策定し、安全な施設管理を取り進める。

## Ⅶ. 苦情処理解決・権利擁護・虐待の防止

- (1) 利用者及び保護者等からの苦情解決のため、苦情処理委員会による審議並びに苦情第三者委員との連携及び情報交換に努め、より迅速適切な処理・対応を心がけ解決に努める。
- (2) 虐待防止委員会による、職員の障がい者サービス支援への意識向上と、利用者への虐待のない職場及び環境づくりに努める。また虐待防止のため虐待防止マニュアルを常に念頭に活用するとともに、第三者委員と相談連携し虐待防止にあたる。
- (3) 利用者の権利擁護のため、日頃の不満・要望・悩み相談等を聞きとる場を設定し、利用者との意見交換を実施する。

## Ⅷ. そ の 他

- (1) 人事考課  
施設が期待する職員としての、規律性・積極性・協調性・責任性など仕事の取り組み姿勢を評価し、公平適正な施設職員を求める。
- (2) 職員の資質向上
  - ・ 職員倫理要綱及び職員行動規範に基づき、施設職員又は利用者へのサービス提供者として職員一人ひとりが仕事に対し自覚と責任を持ちサービス向上に努める。利用者に好まれ慕われる職員を常に心がけるよう自ら意識改革し利用者本位のサービス提供の充実を図る。
  - ・ 計画的な研修会の実施と各種研修会への積極的な参加。
  - ・ 積極的な資格取得の推進。
- (3) 施設運営
  - ・ 安定した施設運営と利用者支援サービスの充実を図るため、運営会議・支援会議を実施。
  - ・ 施設増改築事業の実施による工事期間中の利用者の支援の策定等、今後の取り組みを計画的に実施できるよう取り進める。

# 倫理綱領

## 前文

障がいのある人たちが、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるよう支援することが、私たちの責務です。そのため、私たちは支援者のひとりとして、確固たる倫理観をもって、その専門的役割を自覚し、自らの使命を果たさなければなりません。

ここに倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

## 1. 生命の尊厳

私たちは、障がいのある人たちの一人ひとりを、かけがいのない存在として大切にします。

## 2. 個人の尊重

私たちは、障がいのある人たちの、ひとりの人間としての個性、主体性、可能性を尊びます。

## 3. 人権の擁護

私たちは、障がいのある人たちに対する、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、人としての権利を擁護します。

## 4. 社会への参加

私たちは、障がいのある人たちが年齢、障がいの状態などにかかわらず、社会を構成する一員としての市民生活が送れるよう支援します。

## 5. 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し、絶えず研鑽を重ね、障がいのある人たちの一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生が送れるよう支援し続けます。



# 介護型事業計画

## ☆生活介護型（まい夢）支援計画

### 1. 目的

障害者自立支援法に基づく指定生活介護事業に係わる障がい福祉サービス及び指定施設入所支援の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な施設障がい福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

### 2. 運営

社会福祉法人雨竜園 障がい者支援施設「雨竜町暑寒の里」

### 3. 運営方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、日常生活における介護並びに生産活動の機会の提供など利用者の意向、趣向、障がいその他の事情を踏まえた施設障がい福祉サービスを適切かつ効果的に行なうとともに、自立支援法その他関係法令を遵守した事業を提供するものとする。

### 4. 事業内容

障害者自立支援法に規定される障がい福祉サービスの生活介護を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ① 生活介護サービスの提供
- ② 利用者のアセスメントに基づく個別支援計画の作成
- ③ サービス提供におけるモニタリング・評価
- ④ 利用者の負担額などの請求・受領事務
- ⑤ 介護給付費請求・受領事務
- ⑥ 利用者相談事業（相談並びに苦情解決システム）に関する業務
- ⑦ 利用者の個人情報保護に関する業務
- ⑧ 日中活動における生産的活動・創作活動・健康維持に関する活動の提供
- ⑨ 利用者を中心とした自治会活動、社会的な活動に対する支援
- ⑩ 利用者の活動を支えるべく職員の係業務の実施等
- ⑪ レクリエーション、行事等の立案と提供

### 5. 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日；基本的には月曜日から土曜日まで
- ・サービス提供時間；基本的には9：00～16：00まで

# 就労型事業計画

## ☆ 就労継続支援B型（実の里）支援計画

### 1. 目的

障害者総合支援法に基づく指定就労継続支援B型事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切なサービスの提供をはかることを目的とする。

### 2. 運営

社会福祉法人雨竜園 就労継続支援B型事業所「実の里」

### 3. 運営方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、就労機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通して、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行ない、障害者総合支援法その他の関係法令を遵守した事業を提供するものとする。

### 4. 事業内容

障害者自立支援法に規定される障がい福祉サービスの就労継続支援B型を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ① 就労継続支援B型のサービスの提供
- ② 利用者のアセスメントに基づく個別支援計画の作成
- ③ サービス提供におけるモニタリング・評価
- ④ 利用者の負担額などの請求・受領事務
- ⑤ 訓練等給付費請求・受領事務
- ⑥ 利用者相談事業（相談並びに苦情解決システム）に関する業務
- ⑦ 利用者の個人情報保護に関する業務
- ⑧ 日中活動における生産的活動及び就労の機会の提供
- ⑨ 利用者を中心とした自治会活動、社会的な活動に対する支援
- ⑩ 利用者の活動を支えるべく職員の係業務の実施等
- ⑪ レクリエーション、行事等の立案と提供

### 5. 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日；基本的には月曜日から土曜日まで
- ・サービス提供時間；基本的には9：00～16：00まで

## ☆施設入所支援

### 1. 目的

障害者総合支援法に基づく指定施設入所支援の適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な施設障がい福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

### 2. 運営

社会福祉法人雨竜園 障がい者支援施設「雨竜町暑寒の里」

### 3. 運営方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、日常生活における介護並びに余暇活動の機会の提供など利用者の意向、趣向、障がいその他の事情を踏まえた施設障がい福祉サービスを適切かつ効果的に行なうとともに、障害者総合支援法その他関係法令を遵守した事業を提供するものとする。

### 4. 事業内容

障害者自立支援法に規定される障がい福祉サービスの施設入所支援を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ① 施設入所支援サービスの提供
- ② 利用者のアセスメントに基づく個別支援計画の作成
- ③ サービス提供におけるモニタリング・評価
- ④ 利用者の負担額などの請求・受領事務
- ⑤ 介護給付費請求・受領事務
- ⑥ 利用者相談事業（相談並びに苦情解決システム）に関する業務
- ⑦ 利用者の個人情報保護に関する業務
- ⑧ 施設入所における日常生活・社会生活・余暇活動・健康維持に関する活動の提供
- ⑨ 利用者を中心とした自治会活動、社会的な活動に対する支援
- ⑩ 利用者の活動を支えるべく職員の係業務の実施等
- ⑪ レクリエーション、行事等の立案と提供

### 5. 営業日

- ・営業日；基本的に通年

## ☆共同生活援助（ジョイン）支援計画

### 1. 目的

障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助事業に係わる障がい福祉サービスの適正な運営を確保する為に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った適切な施設障がい福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

### 2. 運営

社会福祉法人雨竜園 障がい者支援施設「雨竜町暑寒の里」

### 3. 運営方針

利用者が自立した生活を営むことができるよう、日常生活における援助の提供など利用者の意向、趣向、障がいその他の事情を踏まえた施設障がい福祉サービスを適切かつ効果的に行なうとともに、障害者総合支援法その他関係法令を遵守した事業を提供するものとする。

### 4. 事業内容

障害者自立支援法に規定される障がい福祉サービスの生活援助を下記の業務を通じて適切に実施する。

- ① 生活介護サービスの提供
- ② 利用者のアセスメントに基づく個別支援計画の作成
- ③ サービス提供におけるモニタリング・評価
- ④ 利用者の負担額などの請求・受領事務
- ⑤ 介護給付費請求・受領事務
- ⑥ 利用者相談事業（相談並びに苦情解決システム）に関する業務
- ⑦ 利用者の個人情報保護に関する業務
- ⑧ 日中活動における創作活動・健康維持に関する活動の提供
- ⑨ 利用者を中心とした自治会活動、社会的な活動に対する支援
- ⑩ 利用者の活動を支えるべく職員の係業務の実施等
- ⑪ レクリエーション、行事等の立案と提供

### 5. 営業日及びサービス提供時間

- ・営業日；基本的に通年

## (6)年間行事予定及び研修計画

### ★ 年間行事予定

		会議等	検診・訓練等	行事及び担当者	
	毎月	空知施設協幹事会(2月を除く)	血圧・体重測定	毎土	町内買物 小林
	毎月	ボランティアの日(5・20日)			居室外出 国兼 日曜外出 広長
4月	6 木	運営会議		25 火	会食 冨塚
	13 木	支援・ケース会議		27 木	誕生会 大森
5月	2 火	運営会議		2 火	春季一時帰省日(~5/7) 広長
	11 木	支援・ケース会議	避難訓練(夜間、休日体制)	5 金	端午の節句 日勤者
				18 木	誕生会 朝倉
6月	1 木	運営会議	歯科・内科検診	3 土	レク(田植え祭) 江刺、国兼 (但し変更の可能性あり)
	8 木	支援・ケース会議	大掃除		
				15 木	誕生会 岡村
				20 火	外出A(買物等) 松平、 磯野(ふ)、工藤
				22 木	外出B
			27 火	地域奉仕(町内美化) 大森	
7月	6 木	運営会議	震災訓練	8 土	日帰り旅行 朝倉、上野
	13 木	支援・ケース会議		20 木	誕生会 工藤
				日	ソフトボールB大会 幹事(村本) (当番施設)
8月	3 木	運営会議		2 水	海水浴 八楸、磯野(ふ)
	10 木	支援・ケース会議		10 木	夏季一時帰省日(~16) 国兼
		利用者交流会		21 月	会食 岡村
				27 日	町民祭見物 松平
				24 木	誕生会 水本
9月	7 木	運営会議	大掃除	2 土	パークゴルフ大会 岡村、工藤
	14 木	支援・ケース会議		21 木	誕生会 小林
		空知のチカラ(砂川)		28 日	パークゴルフ大会 幹事(村本) (福祉協主催)

10月	5	木	運営会議		避難訓練(平日、日中体制)	7	土	暑寒祭 (但し変更の可能性あり)	小林、山下
	12	木	支援・ケース会議		定期健康診断				
					内科検診	19	木	誕生会	村本
					施設及び消防用設備等 自主点検	15	日	空知卓球大会 (福祉協主催)	幹事(村本)
11月	2	木	運営会議		インフルエンザ予防接種	7	火	外出A(買物等)	松平、 磯野(ふ)、工藤
	9	木	支援・ケース会議 年度反省及び新年度計画会議(各係)			14	火	外出B	
						16	木	誕生会	江刺
						20	月	会食	松平
12月	5	火	運営会議		大掃除	7	木	誕生会	八鍬
	14	木	支援・ケース会議			19	火	クリスマス会	磯野、志部谷
	28	木	年度反省及び新年度計画会議						
						29	金	冬季一時帰省日(～1/4)	磯野
1月	9	火	運営会議			1	月	初詣	日勤者
	16	火	支援・ケース会議			11	木	鏡開き	志部谷
						25	木	誕生会	磯野(ふ)
				新年度予算提出					地域奉仕(独居老人宅除雪) 岡村
2月	1	木	運営会議					地域奉仕 "	岡村
	8	木	支援・ケース会議 新年度計画提出(各係)			15	木	誕生会	上野
						20	火	冬のレクリエーション	水本、大森
3月	6	火	運営会議			1	木	ひな祭り	江刺
	8	木	支援・ケース会議 空知施設協宿泊幹事会			22	木	誕生会	広長
	27	火	新年度計画全体会議						

## ☆一般研修計画

	研修名	主催	対象職員
5月	全道施設長セミナー	道知的障がい福祉協会	施設長
6月	北海道知的障がい関係支援員研修Ⅰ	空知知的障がい福祉協会	全職員
	支援員研修Ⅰ	道知的障がい福祉協会	全職員
7月	保健医療部会研修	空知知的障がい福祉協会	看護師
	利用者研修会	空知知的障がい福祉協会	利用者
8月	発達支援部会研修	道知的障がい福祉協会	全職員
	全道グループホーム等スタッフ研修会	道知的障がい福祉協会	世話人 GH支援職員
9月	北海道知的障がい関係支援員研修Ⅱ	道知的障がい福祉協会	全職員
	職員研修会Ⅱ	空知知的障がい福祉協会	全職員
	栄養士研修	空知知的障がい福祉協会	栄養士
	医療・栄養士支援セミナー	道知的障がい福祉協会	看護師、栄養士
	全道知的障がい関係職員研究大会	道知的障がい福祉協会	全職員
	相談支援従事者研修	北海道	サービス管理者
11月	権利擁護指導者養成講座	道知的障がい福祉協会	主任以上職員
	地域支援スタッフ研修会	空知知的障がい福祉協会	世話人 GH支援職員
	防災担当者ミーティング	空知知的障がい福祉協会	保安担当職員
	日中活動支援部会職員研修会	道知的障がい福祉協会	全職員
	全道地域相談支援セミナー	道知的障がい福祉協会	担当職員
	感染症予防対策研修会	滝川保健所	看護師・栄養士・ 医務担当職員
	新任職員研修会	空知知的障がい福祉協会	2年未満職員
	相談支援従事者研修	北海道	該当職員
1月	安全運転管理者等講習会	深川警察署	安全運転管理者
	幹部職員研修会	道知的障がい福祉協会	主任以上職員
	北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修	道知的障がい福祉協会	全職員
2月	災害対策研修会	空知知的障がい福祉協会	保安担当者
3月	全道施設長研修会	道知的障がい福祉協会	施設長

※ 各種研修会参加後はその研修内容をもとにOJTを全職員対象に行う。

## ☆権利擁護・虐待関係研修計画

	研修名	主催	対象職員
6月	障がい者虐待防止・権利擁護指導者養成講座	空知知的障がい福祉協会	主任以上職員
7月	権利擁護指導者養成講座	道知的障がい福祉協会	主任以上職員
	権利擁護セミナー	空知知的障がい福祉協会	全職員
10月	権利擁護伝達合同宿泊研修会	道知的障がい福祉協会	主任以上職員
12月	権利擁護指導者養成講座	道知的障がい福祉協会	主任以上職員
	北海道障がい者虐待防止・権利擁護研修 (施設従事者等研修)	北海道	全職員
3月	北海道強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)	北海道	全職員

※一般研修の内容により権利擁護・虐待等のテーマの場合積極的に参加する。

研修会参加後はその研修内容をもとにOJTを全職員対象に行う。



## 指定特定相談支援事業所「さかえ」事業計画

社会福祉法人雨竜園 指定特定相談支援事業所「さかえ」において、利用者への福祉サービス利用に係わる指定特定相談支援サービスを提供します。

### 1. 事業の目的

法令に基づく指定特定相談支援事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ円滑な指定特定相談支援サービスの提供を確保することを目的とします。

### 2. 事業所の運営方針

- ①事業所は利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効果的に選択されるよう配慮して行うものとしします。
- ②事業の実施にあたっては、利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行うものに不当に偏ることのないよう公正中立に行うものとしします。
- ③事業所は関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。
- ④事業所は自らその提供する指定特定相談支援サービスの評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- ⑤事業所は関係法令等を遵守し、事業を実施するものとしします。

### 3. 事業内容

#### ①サービス利用支援

サービス等利用計画の利用計画の作成

利用者から利用申し込みを受け、日常生活全般を支援する観点をもって利用者によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等のサービスの内容等の情報を適正に提供します。

利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し、利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。

把握した課題等に対応するための適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者に交付します。

支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。

担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について、利用者又はその家族に対して説明をし、文書により利用者の同意を得た上で、サービス等利用計画を完成し、利用者及び福祉サービス等の担当者に交付します。

②継続サービス利用支援  
モニタリング

利用者及びその家族、福祉サービス等の事業者と連絡を行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し、必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また、新たな支給決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

③利用料金等の請求及び受領・計画相談支援給付費の請求及び受領にかかわる事務

④苦情受付に関する業務

⑤利用者の記録及び情報の管理(個人情報保護に関する業務を含む)

4. 事業所の主たる対象者

対象障害の種類は知的しょうがい者とし、その対象年齢は18歳以上の者とします。

5. 営業日及びサービス提供時間

①営業日は基本的に月曜日から土曜日までとします。

②サービス提供時間は9:00～16:00までとします。

③営業時間は9:00～17:00までとします。

6. 事業の実施地域

事業所が行う指定特定相談支援事業の実施地域は、通常、雨竜町内の区域とします。

サービス事業所の拠点(雨竜町暑寒の里施設)とします。